

「持続可能な食と地域づくり」に向けた JAグループの取り組みと提案

～「食料安全保障」に資する基本政策と
取り組みの展開方向～



平成 3 1 年 3 月
全国農業協同組合中央会

はじめに

今、わが国は人口減少の局面を迎えているが、農業・食料関連産業は増大の傾向を続けており、国内生産額は約 116 兆円（平成 28 年）、付加価値額は約 53 兆円に上っている。近年は、とりわけコンビニや宅配・e コマースなどの中食が消費者の多種多様なニーズに的確に対応して、その伸びを支えている。

そうしたわが国の食は、今海外に対しても急速な広がりを見せており、日本食レストランは直近数年で約 3 割増加し、世界に約 11 万 8 千店ある。また、農林水産物・食品の輸出額についても、直近 5 年でおおよそ倍増し、現在 9 千億円超に上っている。

こうした広がりや、食の分野にとどまらない。わが国の地域・農村についても、昨今、インバウンド（訪日外国人）をはじめ、国内に限らず海外から多くの旅行者が全国各地域を訪れて、農泊・農村体験を楽しみ、地域の食を楽しみ、それが SNS 等で発信されるなどして、様々な地域に好循環が生まれている。

わが国で今起きているこの食と地域への関心の高まりは、農業者をはじめとする農業・食料関係者が美味しく豊かな食を育み、そして、地域の様々な関係者が自ら住む場所の景観と文化を守り抜いてきたからこそ生まれているものであって、そうしたこれまでの努力が実を結んでいるのである。

一方、それと正反対に、食と地域の足元が今大きく揺らいでいるという実態もある。急速な農業者の減少・高齢化や各地域の人口減少によって、かつてない速度で、わが国の食と地域を支える基盤が弱り、地域・農村に荒廃が生じている。

また、国際貿易交渉においても、昨年 12 月に TPP11 が発効、本年 2 月に日 EU - EPA が発効するなど、わが国の国境措置は今後確実に引き下げられることとなり、国内農業・農村へのさらなる影響が懸念される。

こうした国内外の要因を受けて、わが国の食と地域はこれまでにない重大な局面を迎えているといえる。今まさに、わが国の食と地域の持続性について、その現状と課題の認識を国全体に広げて、あるべき姿を議論し、そしてそれを共有していくことが求められる。

2019 年は、わが国の食料・農業・農村基本法が制定されて 20 年の節目であり、同法に基づく 5 回目の食料・農業・農村基本計画の策定がすすめられる年である。

J A グループでは、これを機会ととらえ、あらためてわが国の「持続可能な食と地域づくり」を提起し、これをすすめていくために、① J A グループをはじめ関係者による一層の取り組み、② 国内外の環境変化をふまえた「食料安全保障」の観点からの政策理念の確立と基本となる政策の強化、そして何よりも大切な、③ 国民・消費者一人ひとりに農業・農村を支えたいと思ってもらえるような環境づくり、それらの方向性について、本書『持続可能な食と地域づくり』に向けた J A グループの取り組みと提案【素案】にとりまとめを行った。

【 目 次 】

1. 食料・農業・農村にかかる基本認識

- (1) 国民にとっての食料と農業
- (2) 食料・農業・農村基本法の制定から 20 年の節目
- (3) 持続可能な食と地域づくりに向けた現状認識
- (4) 持続可能な食と地域づくりに向けた課題認識

2. 持続可能な食と地域づくり（食料安全保障の確立）に向けた基本政策

- (1) 今求められる「食料安全保障の確立」とは
- (2) 「食料安全保障の確立」の 5 つの方向
- (3) 「食料安全保障の確立」のための政策の基本理念と強化の方向

3. 食料自給率・自給力目標とその実現に向けた展開方向

- (1) 食料自給率・自給力目標の実現に向けた枠組みの構築
- (2) 目標実現に向けて関係者一体となった取り組み

4. 持続可能な食と地域づくりに向けた J A グループの取り組み方向

- (1) 各団体等と連携した情報発信・国民への働きかけ
- (2) J A グループで横展開する取り組み方向

5. これまでの取り組みと今後のすすめ方

- (1) これまでの取り組み経過
- (2) 今後のすすめ方

《「持続可能な食と地域づくり」に向けた J A グループの取り組みと提案 イメージ》

1. 食料・農業・農村にかかる基本認識

(1) 国民にとっての食料と農業

現在の国民・消費者にとっての食料と農業、その期待やニーズ等について、全中広報部において実施した「食料・農業・JAに関するアンケート（平成30年11・12月に全国各地域の男女計2,500名に実施、以下、「全中アンケート）」の結果を中心に、さらに直近の政府世論調査の結果等から見た。

JAグループをはじめ農業・食料関係者には、こうした国民・消費者の期待等に応える取り組み・行動が求められる。

- ① 全中アンケートによれば、国内農業への期待の第1位項目は「国産農産物の安定供給 79.7%」、第2位は「国産農畜産物のコスト・価格引き下げ 76.3%」であり、国産農産物の安定供給への期待、また価格志向が強いことが分かる。
- ② 一方、直近の総務省家計調査によれば、二人以上世帯のエンゲル係数は約26%とここ数年上昇しており、価格志向の強いなかでも国民・消費者の食費支出は増加している現状にある。
- ③ 農産物・食品を購入する際の重視点については、第1位「価格が安い 28.0%」、第2位「国産 22.7%」、第3位「新鮮 20.2%」であり、価格・国産志向に加えて、農産物・食品の新鮮さにも期待が高いことが分かる。
- ④ 食料・農業に関する不安度については、第1位「後継者の減少、農業の担い手がいなくなること 79.0%」、第2位「大災害により食料の量が確保できなくなること 78.4%」、第3位「過疎化が進み農村が衰退すること 77.6%」、第4位「輸入食品が増え、安全性が確保されないこと 76.9%」、第5位「将来を見通せる農政が確立していないこと 76.5%」であり、農業の担い手不足、自然災害、農村過疎化、輸入食品・農産物が増加するなかでの食の安全・安心、現状の農政等に懸念があることが分かる。
- ⑤ 内閣府実施の世論調査（平成26年）においても、「わが国の食料安定供給を懸念」が82.4%、「現行の食料自給率は低い（どちらかというとも低い）」が69.4%となっており、食料安定供給や自給率低下について国民の懸念が示されている。
- ⑥ 食の安全性への不安内わけは、全中アンケートでは第1位「食品添加物 60.4%」、第2位「残留農薬 54.3%」、第3位「遺伝子組み換え 41.3%」であり、内閣府実施の世論調査（平成30年）では第1位「食中毒 41.7%」、第2位「輸入食品 40.3%」、第3位「食品添加物 37.9%」となっている。食品添加物や残留農薬等に特に不安が寄せられていることが分かる。

【全中実施アンケート（抜粋）】

順位	項目：国内農業への期待	項目：農産物・食品購入における重視点
1位	国産農産物の安定供給 79.7%	価格が安い 28.0%
2位	コスト・価格引き下げ 76.3%	国産である 22.7%
3位	生態系に優しい農業 73.6%	新鮮である 20.2%
4位	農産物の直売 71.8%	安全である 17.0%
5位	地域伝統農産物の生産と保護 71.1%	味がいい 12.1%

順位	項目：食料・農業に関する不安	項目：食の安全性への不安内わけ
1位	後継者の減少、農業の担い手がいなくなる事 79.0%	食品添加物 60.4%
2位	大災害により食料の量が確保できなくなる事 78.4%	残留農薬 54.3%
3位	過疎化が進み農村が衰退すること 77.6%	遺伝子組み換え 41.3%
4位	輸入食品が増え、安全性が確保されないこと 76.9%	
5位	将来を見通せる農政が確立していないこと 76.5%	

【内閣府実施世論調査（平成26・30年調査抜粋）】

「わが国の食料安定供給を懸念」 82.4%

「現行の食料自給率は低い（どちらかというとも低い）」 69.4%

「食品安全に関して不安に感じる事」

第1位 食中毒 41.7% 第2位 輸入食品 40.3%、第3位 食品添加物 37.9%

- ⑦ 他方、わが国の食が「和食（日本人の伝統的な食文化）」としてユネスコ無形文化遺産に登録されたことを、知っていると感じたのは 53.9%である。また、都道府県・市町村の特産農産物を知っていると答えたのは 62.8%であり、和食や地域の食・農産物は、国民・消費者に一定認知されているものの、約4割の国民には未だ認知されていないことが分かる。
- ⑧ 農業経験の有無については、「自分はまったく経験がない」が 73.3%で、「家族はまったく経験がない」も 61.9%であった。現在、国民の大多数がその家族も含めて農業と関わりの薄いことがわかる。
- ⑨ また、農業への興味についても、「したいと思わない」が 47.7%、農業問題への関心も、「ある」が 41.8%、農業・農村の多面的機能も、「意味を知っている」が 10.6%であり、国民の農業・農村への興味・関心は、かなり低い水準にあることが分かる。
- ⑩ 一方、国内農業への期待については、第1位「国産農産物の安定供給 79.7%」、第2位「コスト・価格引き下げ 76.3%」、第3位「生態系に優しい農業（環境保全型農業） 73.6%」、第4位「農産物の直売 71.8%」、第5位「地域伝統農産物の生産と保護 71.1%」であり、JAグループをはじめ農業・食料関係者には、こうした期待に応えることが求められる。
- ⑪ また、内閣府実施の世論調査（平成30年）においては、農業政策への期待について、第1位「安全な農産物や食品の供給 56.2%」、第2位「国産農産物の安定供給 46.0%」、第3位「耕作放棄地の発生防止・解消、農地維持 38.6%」となっており、国民・消費者からは、食の安全・安心、国産、生産基盤の維持に関する政策への期待が高いことが分かる。
- ⑫ 国民・消費者の食への向き合い方については、わが国では簡便・簡単な消費が特に好まれる傾向にあり、内食の比率は依然高いものの、近年、中食・外食の割合が増加してきている。
他方、わが国ではフードロス（食品ロス）が約 650 万 t（約 1 千万人の食品量に相当）と高止まっており、世界において飢餓人口撲滅など SDGs が推進されるなかで、大きな問題となっている。
- ⑬ 最後に、「これからの日本の社会に必要なと思うもの」については、第1位「安全な食料が入手できる社会 74.1%」、第2位「地方が退廃しない社会 50.5%」であった。わが国の国民・消費者の「持続可能な食と地域が満たされた社会」に対するこうした高い期待・関心も、本書をとりまとめるにあたり参考とした。

【全中実施アンケート（抜粋）】

「和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを知っている」 **53.9%**

「自身の都道府県・市町村の特産農産物を知っている」 **62.8%**

「農業経験の有無」

自分はまったく経験がない **73.3%** 家族はまったく経験がない **61.9%**

「農業への興味」

農業をしたいと思わない **47.7%**

農業問題に関心がある **41.8%**

農業・農村の多面的機能の意味を知っている **10.6%**

順位	項目：これからの日本の社会に必要と思うもの
1位	安全な食料が入手できる社会 74.1%
2位	地方が退廃しない社会 50.5%
3位	弱者を切り捨てない社会 44.5%
4位	格差の少ない社会 42.7%
5位	経済が成長する社会 42.6%

【内閣府実施世論調査（平成30年調査抜粋）】

順位	項目：農業政策への期待
1位	農場から食卓まで生産や衛生面の管理を徹底し、安全な農産物や食品を供給すること 56.2%
2位	農業の競争力を高めて、国産の農産物を安定的に供給すること 46.0%
3位	耕作放棄地の発生を防止・解消し、農地を維持すること 38.6%
4位	和食文化を次の世代に伝えていくこと 36.7%
5位	農村への来訪や移住を促進し、地域を活性化すること 32.6%

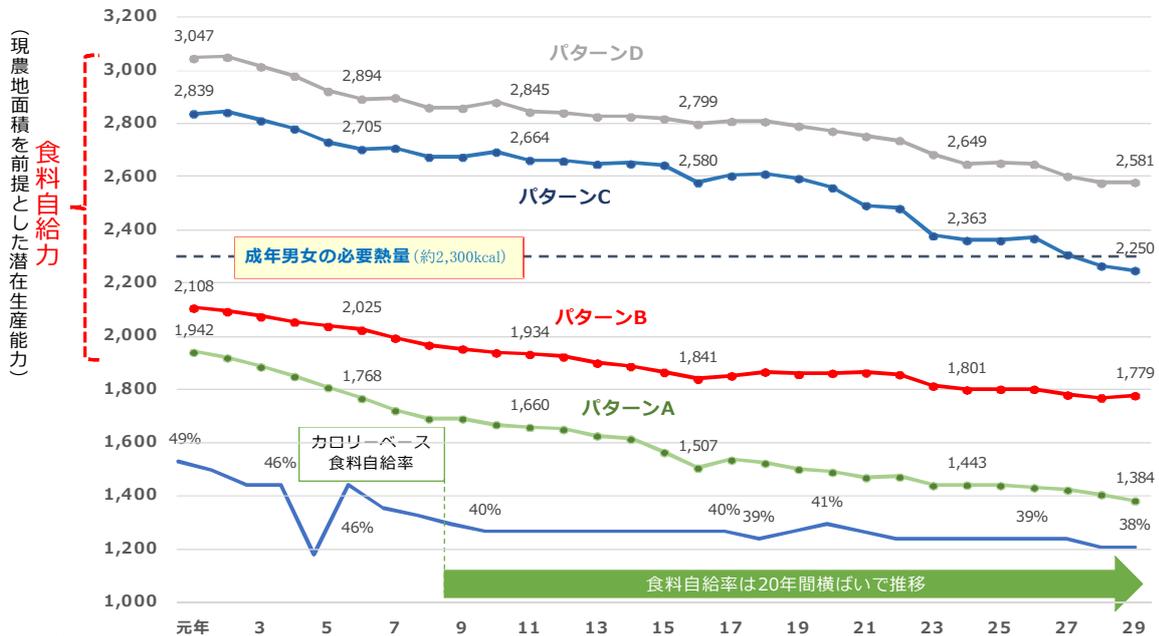
(2) 食料・農業・農村基本法の制定から 20 年の節目

- ① 「食料・農業・農村基本法」(以下、「基本法」という)が制定されて、本年で 20 年を迎える。この間、食料自給率向上を旨として概ね 5 年に一度定められる「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」という)は、4 度の策定・閣議決定がなされてきた。
- ② 基本法制定(1999 年)以前の食料自給率(カロリーベース)は、米消費の減少と畜産物等の増大という食生活の変化により、長期的に低下の一途をたどってきたが、2000 年以降は 38~40%程度と、概ね横ばいで推移している。これは、国内消費(カロリー)が、増加局面から横ばいないし減少局面に転じたなかで、国内生産も同様に停滞・減少していることによるものである。
- ③ このことは、現在の基本計画において初めて導入・提起された「食料自給力指標(=国内農地等をフル活用した場合、国内生産のみでどれだけの食料を生産することが可能かを試算した指標)」で確認することができる。この 20 年間、食料自給力指標(潜在的生産能力)は一貫して低下している実態にある。
- ④ 一方、平成 26 年内閣府実施の世論調査によれば、将来の食料不安の原因の第 1 位に「国内生産による食料供給能力が低下する恐れがあるため」があげられており、多くの国民がわが国の食の将来を危惧していることが分かる。

【食料自給率・食料自給力の推移】

- 食料自給率(カロリーベース)は、38%~40%でこの20年間ほぼ横ばいで推移
- 食料自給力は減退傾向が続いており、国民(成年男女)の必要熱量を確保できていない

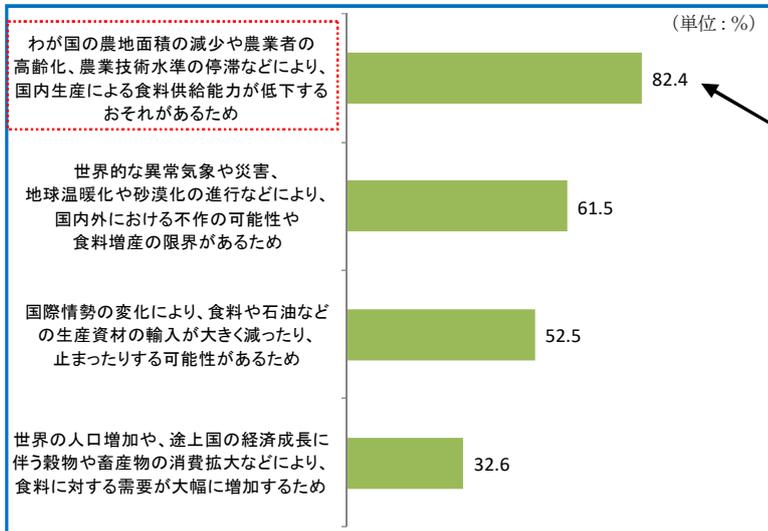
【食料自給率・食料自給力の推移】



資料：農水省統計を全中で加工

【食料の供給に対する不安要因】

- 内閣府調査結果(平成26年度)において、国内生産減が不安視されていることがわかる



食料供給への不安第1位は、「国内生産による食料供給能力が低下するおそれがあるため」

《 全中調べ 》

全中アンケートにおいても、多くの国民が「農畜産物の輸入が年々増え、食料の自給率が低下することが不安」と回答(直近3年75%超)。

	(%)				[不安である計]	[不安はない計]
	大変不安である	やや不安である	それほど不安はない	全く不安はない		
(N=2500)						
今回(2018年11月)	22.4	52.9	18.6	6.1	75.3	24.7
2017年11月	23.4	52.6	18.6	5.4	76.0	24.0
2016年11月	23.2	54.5	17.4	4.8	77.8	22.2

(3) 持続可能な食と地域づくりに向けた現状認識

＜食料安全保障にかかる定義等＞

- ① 食料安全保障とは、「すべての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも経済的にも入手可能であるときに達成される」と定義されている（国連食糧農業機関（FAO））。
- ② これを、今のわが国の国民・消費者の立場で考えると、一部外国産など、見えない原料・原産地や安全面の懸念など、食の「安全・安心」ニーズが満たされているか、また、近年自然災害等が多発する中にもあっても、農業・農村の持つ防災機能など多面的機能の発揮によって、安定した食料供給をはじめ、地域の暮らしを守る「地域の安全保障」が果たされているかということが重要な視点であるといえる。
- ③ 他方、基本法では「国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせを行わなければならない」と明記されており、食料安定供給の観点から「国内農業生産の増大」が第一義に掲げられている。

＜食料安全保障をめぐる世界的情勢＞

- ① WTO 国際交渉は停滞しているものの、TPP11、日 EU - EPA の発効等、特定国間の貿易交渉は確実に進展・拡大しており、今後とも各国の国境措置の引き下げ、国際化・グローバル化は加速化すると想定される。
- ② このことは、世界最大の農産物純輸入国であるわが国にとってみれば、食料調達チャネルの拡大や輸出の増大など好機といえる反面、世界的な食糧需給や海外紛争、為替乱高下等による食料価格変動に巻き込まれるリスクや、ますます生産・製造過程が見えない海外農産物・食品が流入してくるリスクが高まるということを意味する。
- ③ また、世界の食糧需給変動による国際食料相場の急騰は 21 世紀に入って増しており、世界全体の人口増と途上国の需要増に加え、地球温暖化に伴う異常気象の多発や、国境を越えた疾病・病虫害の発生等による世界の食糧需給の不安定化が、わが国の食と農に多大な影響を与える事態に直面してきている。
- ④ なお、平成 20 年に開催された北海道洞爺湖サミットでは、当時世界的に食料価格高騰や農産物輸出国の輸出規制などの問題が広がったため、食料安全保障の確保に向けた G8 首脳声明が出されるなどしている。

【国際社会における「食料安全保障」の定義】

食料安全保障は、すべての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも経済的にも入手可能であるときに達成される。

"Food security exists when all people, at all times, have physical and economic access to sufficient, safe and nutritious food to meet their dietary needs and food preferences for an active and healthy life."

- World Food Summit, Plan of Action 世界食料サミット

(1996年：国連食糧農業機関 (FAO))

【食料安全保障の4要素】

Food Availability	(供給面)	: 適切な品質の食料が十分に供給されているか？
Food Access	(アクセス面)	: 栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ちうるか？
Utilization	(利用面)	: 安全で栄養価の高い食料を摂取できるか？
Stability	(安定面)	: いつ何時でも適切な食料を入手できるか安定性があるか？

出典：2006 FAO Policy Brief

【わが国の「食料・農業・農村基本法(平成11年制定)」の記述】

(食料の安定供給の確保)

第二条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。

3 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。

4 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。

⇒「食料・農業・農村基本法」に基づき、「食料・農業・農村基本計画」が定められている。
(同計画は、法に基づき、おおむね5年で改訂)

現下の情勢

【世界】

人口の急増
食料需要急増の懸念

為替変動

食料需給の急変・ひっ迫

自由貿易vs保護貿易

紛争

不安定な国際社会・貿易

温暖化・異常気象

資源枯渇

持続可能性の懸念
(SDGsの必要性)

【日本】

過疎化・高齢化

自給率低迷
大量の食品廃棄

過度な輸入依存
(世界最大の農産物純輸入国)

TPP
日EU

農村の荒廃

大規模災害

<食料安全保障をめぐる国内の情勢>

- ① わが国の食料をめぐるのは、カロリーベースで 6 割超、生産額ベースでも 3 割超の食品・農産物を海外に依存しているが、国内生産の増大が実現されないなかでこの傾向に改善は見られない。一方で、毎年大量の食品ロスを発生させ続けており、世界で SDGs・飢餓人口撲滅に取り組まれるなかで、それと逆行している現状にある。
- ② わが国の農産物については、世界トップクラスの品質・食味を維持し、その評価はますます高まっているが、農業の生産現場においては、担い手への農地集積・コスト低減等の努力を一定すすめたうえでも、農業従事者の減少・高齢化の速度に追い付かず、全体の生産量は減少を続けており、そしてそれは今後より深刻化すると想定される。
- ③ さらに、国全体で人口減・過疎化・高齢化がすすむなかで、農業生産面だけでなく地域そのものの衰退と活力低下をもたらし、農業・農村の多面的機能の後退が、度重なる自然災害のなかで、地域全体の防災・減災機能の低下となって表面化している。
- ④ 一方で、近年、若者を中心に「田園回帰」志向は強まっており、都会から地方・農山漁村への移住が一部自治体において見られる。こうした動きを全国に広げていくことも、地域の暮らしを守る「地域の安全保障」にとって重要である。

【年齢別農業就業人口の推移と見通し】

➤ 10年後(2015→2025)には約123万人に減少(▲約87万人、4割減)。65歳以上が約72%に

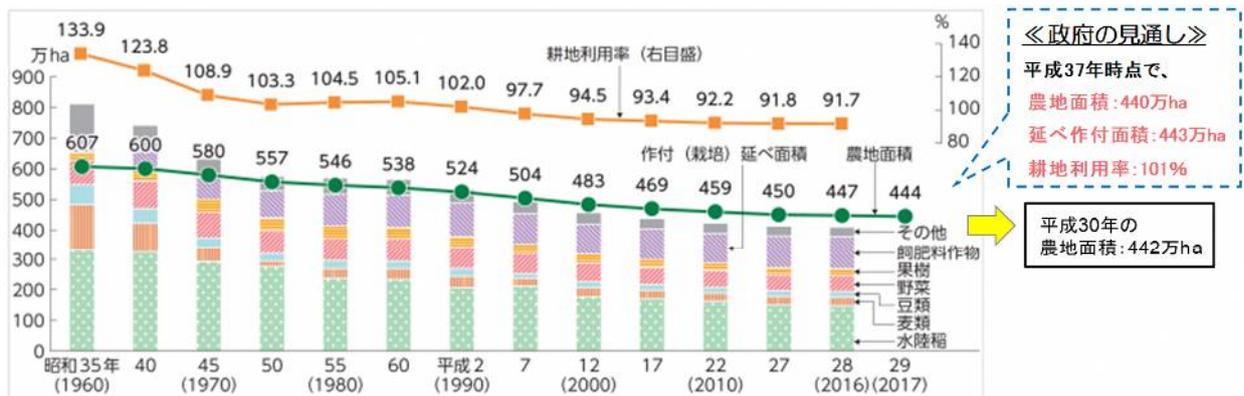
(単位:千人)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	減少人数 (2025/2015)	減少率 (2025/2015)
40歳未満	318	177	141	91	56	85	60%
40～49歳	240	147	110	83	61	49	44%
50～59歳	479	358	234	158	103	131	56%
60～64歳	365	319	280	200	124	156	56%
65～69歳	518	360	347	322	212	135	39%
70～74歳	610	436	321	323	277	44	14%
75歳以上	823	807	663	480	395	268	40%
合計	3,353	2,604	2,097	1,657	1,229	868	41%

出典:農研機構「2025年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報」より全中が作成

【農地面積、作付(栽培)延べ面積、耕地利用率】

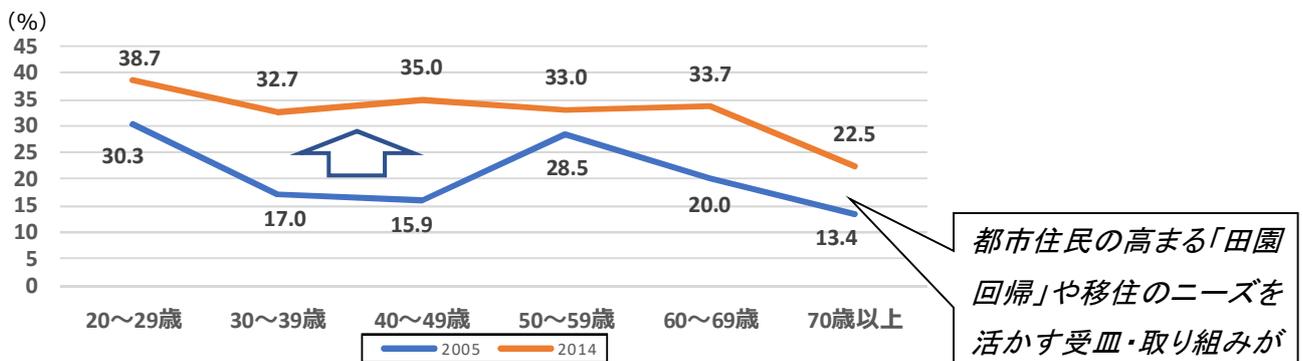
➤ 農地面積、作付面積、耕地利用率ともに減少傾向。政府見通しを割りこむ可能性も



出典:農林水産省「耕地および作付面積統計」
注1:耕地利用率(%)=作付(栽培)延べ面積÷耕地面積×100
注2:その他は「かんしょ」、「雑穀」、「工業農作物」、「その他作物」

【都市住民の農山漁村への移住願望】

➤ 内閣府調査によれば、この10年で農村へ移住したいというニーズは、全体で約30%に上昇
➤ とりわけ、20歳代を中心に現役世代の移住願望が高い



資料)内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査(2005年11月)」、
「農山漁村に関する世論調査(2014年6月)」より国土交通省作成

(4) 持続可能な食と地域づくりに向けた課題認識

- ① 以上のように、わが国の食を支える基盤が弱体化し、労働力の圧倒的な不足により地域・農村に荒廃が生じていることに加えて、TPP11、日EU - EPAが発効するなど、国境措置が今後確実に引き下げられるなかで、わが国の食と地域の持続性は重大な局面を迎えている。
- ② したがって、JAグループはじめ全ての食料・農業・地域の関係者には、国民・消費者の期待と信頼に応え、多様な需要・新たな需要に対応する一層の取り組みが求められるとともに、他方、国においても、国内外の環境変化をふまえた「食料安全保障」の観点からの政策理念の確立と基本となる政策の強化が求められる。
- ③ そして、何よりも大切なことは、国内の様々な地域で農業・農村が存続危機を迎えていることについて、国民・消費者全体に現状と課題認識を共有し、国民・消費者一人ひとりに農業・農村を支えたいと思ってもらえるような環境をつくりあげていくことである。
- ④ しかし、今、食料安全保障をめぐる国内外の現状等の認識が国民・消費者に広く浸透している状況にはなっていない。より豊かに、より簡便に変化を続けるわが国の食生活のなかで、食の「うら側（背景）」にある農業・農村の実態を伺い知ることは難しいからである。
- ⑤ 都市部への過度な人口集中、ふるさと・田舎がない都市住民の増加に一層拍車がかかり、国民・消費者の多くが食料・農業・農村に関する情報や体験等を得ることがますます難しくなっている。
- ⑥ そうしたなかで、国民・消費者に対して、農業・農村の現場の努力や取り組みを正確にわかりやすく発信して、食料・農業・農村への理解と共感を得ていくことが重要であるといえる。
- ⑦ この理解を広げることによって、食料・農業・地域の支え手（“関係人口”）、農業の担い手・支え手（“農業のすそ野”）を一人でも多く増やし、わが国の持続可能な食と地域づくり（食料安全保障の確立）に向けた環境づくりをすすめる必要がある。
- ⑧ それは、国民・消費者が国産農産物を食べること等を通じて、農業者の努力や農業・農村の多面的機能発揮を応援する「食料・農業・地域の支え手」を増やすことであり、さらには農業生産や資源保全・共同活動等に参画する「農業の担い手・支え手」を増やすことである。

2. 持続可能な食と地域づくり（食料安全保障の確立）に向けた基本政策

（1）今求められる「食料安全保障の確立」とは

- ① 食料・農業・農村に対する国民・消費者の期待やニーズは様々あるが、今、わが国において最も求められているものは、国際化・グローバル化のなかでの「食の安全・安心の確立」と、農業・農村が疲弊し農業生産量が落ちるなかでの「国内生産の増大」である。
- ② 加えて、昨今わが国では、自然災害・農業被害が多発し、一時的な食料不足・高騰が見られるなかで、災害時も含めた食料安定供給（「地域の安全保障」）を確保することも重要な課題となっている。
- ③ そうした視点から、食と地域づくりの両面で持続可能性を確保し、わが国の食料安全保障を確立していく必要がある。

（2）「食料安全保障の確立」の5つの方向

食料安全保障を確立するためには、「食料自給力の向上」「国民全体の認識共有」の観点から、以下5つの方向について実現をはかる必要がある。

【食料自給力の向上】

① 家族農業・中小規模農業者など多様な農業者により、中山間地域・離島を含め、各地域で農業経営が持続的に展開されている。

- 国全体で人口減少・高齢化がすすむなか、農業の担い手は急速に減少。わが国の農業を維持するためには、中核的担い手が引き続き規模拡大に取り組むだけでなく、家族農業・中小規模農業者を含め「全ての農業者がその持てる力を発揮する」ことが重要。そのためには、様々な農業経営体に対する農業政策・地域政策が不可欠。
- わが国農業は、そのほとんどが農地等（農業水路・農業関連施設等）と居住地が隣接・混在しており、農業と地域の関わりは切っても切り離せない。個人・法人・組織等、農業経営体は様々であるが、最も地域と結びつきの強い経営は、地域にねざした「家族農業」。
（※国連では2019年より10年間を「家族農業の10年」と定めている）
- わが国は、国土の約7割（耕地面積の約4割）を中山間地域（離島を含む）が占めるが、中山間地域の農地集約・大規模化は容易ではなく、「中小規模農業者」やその組織が主役。
- 日本農業の最大の強みは、世界トップクラスの品質・食味を備えた多種多様な農産物。それが国民・消費者の美味しく豊かな食生活の源泉であり、こうした豊かさを育てているのは、こだわりを持った「多様な農業者」とその部会・産地、および生産・流通従事者。
- 地球温暖化や異常気象・自然災害の増大により、従来作物が作れない、あるいは農業被害による一時的な食料不足・高騰が多発する恐れ。主要な農作物が中山間地域を含め「各地域で」作られ続けることこそ最善の食料安全保障。

② 生産及び経営にかかる品種（種子など遺伝資源）や技術が、適切に守られたうえで改良・向上・革新されている。

- 近年、優良な「品種（種子など遺伝資源）」が諸外国に流出する事例が多発。わが国農業の競争力を保ち、農産物のブランド・信用と農業者の所得を確保するためにも、それが強固に守られたうえで改良が続けられる必要。先般、わが国では種子法が廃止される等したが、多くの都道府県において優良品種の保護・開発を引き続き行うため、条例が制定。
- 農地が減少を続けるなかで、量と質の両面で安定した食料供給を確保するためには、増収・生産性向上につながる「生産技術」の向上・革新が必要。とりわけ、農業就業者数の急速な減少のなかで省力化等につながる「生産技術」の向上・革新が急務。
- TPP11、日 EU-EPA が発効するなど、今後ますます国際化・グローバル化がすすむなか、技術革新を通じた農業の全要素生産性（労働・資本など全投入量と産出量の比率）の画期的な向上が必要。
- 就農・定着、円滑な経営継承のため、農業経営にかかる情報・ノウハウを集積する必要。普及・共有展開をすすめ、国内農業者の生産力の強化へとつなげることが重要。

③ 各品目の生産基盤たる農地および農業関連施設が、災害対応を含めて維持・強化されている。

- 美味しく豊かで、十分な栄養・健康が満たされる国民・消費者の食生活を守っていくためには、国内で「各品目」の生産が維持される必要。
- 「農地」は農作物の生産基盤であるとともに、耕作されることで、洪水防止機能、土壌侵食防止・土砂崩壊防止機能、保健休養・やすらぎ機能など多面的機能を発揮。災害の多いわが国で防災・減災をすすめるためにも、農地を農地として維持する必要。また、その取り組みをすすめるためには「集落機能」の維持・強化が不可欠。
- 「農業関連施設」は、生産・流通・加工・保管各段階で様々あるが、とりわけ流通・保管を担う施設は、国民・消費者への食品・農産物供給の要。「農業関連施設」が全国各地域で十分に維持・整備されることが、安定した食料供給のために必要。
- 近年、わが国で異常気象・自然災害が多発。国民・消費者への安定した食料供給を確保するためにも、農地・農業関連施設を「災害対応」を含めて維持・強化する必要。
- 加えて、中山間地域を中心に鳥獣被害で営農継続が困難な地域が拡大するなかで、家畜疾病のまん延防止、多面的機能の継続的発揮のためにも、鳥獣被害対策を強化する必要。

④ 水・エネルギーや肥料・飼料などの生産資源が多角的に維持・確保されるとともに、その自給・循環の取り組みが広く展開されている。

- 「水」・「エネルギー」は、国民生活の基盤であるとともに農業生産の基盤。世界では、人口増加にともなって水・エネルギーの需要は今後も増大。
- わが国は、世界と比較すると一人あたりの水資源量等が極めて少ない。国民生活と農業生産の両方の観点から、水資源の維持・効率的利用が必要。
- エネルギー・燃料は、特に国際相場の影響を受けやすいため、今後ともその原料を多角的に確保する必要。一方、環境負荷を考慮した持続可能な開発目標（SDGs）等の観点から、再生可能エネルギーの導入促進や廃材再利用など、自給・循環の取り組みも必要。
- 「肥料」は、わが国の限られた農地面積で高品質・高収量の農業を展開するためには、引き続き原料の海外調達が不可欠。一方で、エネルギー同様に SDGs 等の観点で、耕畜連携など資源循環をすすめる必要。
- 「飼料」は、国産の牛肉・豚肉・鶏肉生産を維持・拡大するうえで、圧倒的に量が不足。引き続き海外調達を多角的に強化するとともに、他方で、近年取り組みのすすむ飼料用米等の自給飼料の生産を強化する必要。

【国民全体の認識共有】

⑤ 国民・消費者全体で、食の安全・安心にかかる情報、食料・農業・農村の現状・認識にかかる情報が共有されている。

- 国民・消費者の期待やニーズに基づく農業生産である必要（ニーズに基づく生産こそ、持続性ある農業）。また、食料・農業・農村は「国民・消費者全体の意思」で創られ・守られる必要。そのためには、「現状・認識の共有」が必要。
- 食品・農産物について、「安全・安心にかかる情報」が分かりやすく正確に共有される必要。消費者の意思ある買い支えにより国産農産物の消費を増大させ、わが国の食料安全保障の確立につなげるだけでなく、海外からの輸入を減らすことで、世界の飢餓人口撲滅にもつなげる。
- 持続可能な食と地域づくりをすすめるためには、各地域（農村）に一定数の住む人や、関わる・支える人が存在する必要。都市部への人口集中が止まらないなかで、都市と農村をむすび、食料・農業・地域の担い手・支え手を一人でも多く確保する必要。

(3) 「食料安全保障の確立」のための政策の基本理念と強化の方向

① 上述の「5つの方向」に基づき、わが国の食料・農業・農村に持続性を確保し、食料安全保障を確立するうえでの政策の基本理念は、「農地」「人（農業者）」「技術」「持続性」の4つを軸とし、以下の方向に維持・強化していくことである。

政策の基本軸	維持・強化の方向
1. 農地	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地を荒廃させない、減らさせない（※農地面積の目標化が必要） ● 農業関連施設を含め災害に強くする ● 各地域の多様な品目生産を支える ● 多面的機能の発揮を支える（※多面的機能の評価の再検証が必要）
2. 人（農業者）	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族農業・中小規模農業者をはじめ多様な農業経営を支える ● 新規就農を促し、円滑な経営継承も支え、農業者数を増やす（※農業就業者数等の目標化が必要） ● 雇用農業者や物流事業者など関連従事者を確保する
3. 技術	<ul style="list-style-type: none"> ● 増収・生産性向上等につながる技術の革新・普及を支える（※直近課題として、省力化・物流関連分野の対応は急務） ● 農業経営にかかる技術・ノウハウ等の情報集積・共有を支える ● 品種（種子など遺伝資源）の改良・保護を支える
4. 持続性	<ul style="list-style-type: none"> ● [食料] 国産需要の拡大をすすめ、食品ロスの削減を徹底する（※世界の飢餓人口撲滅にも貢献） ● [農業] 生産コストに見合った農産物価格を形成できる環境づくり（買ったたきの防止等） ● [農業] 肥料・燃油等の使用における環境対応、資源循環をすすめる ● [農業] 中山間地域対策や鳥獣被害対策を強化、安心して農業経営を続けられる環境づくりをすすめる ● [農村] 地域の担い手・支え手の確保と育成をすすめる (※人が地域に住み続けられる環境整備、移住・定住の支援)

② この政策理念に基づき、現行の食料・農業・農村に関する政策を十分に検証するとともに、関連政策の拡充・強化と見直しを行う必要がある。

③ とりわけ、将来にわたってわが国の食料安定供給をはかり、持続可能な農業を実現していくため、再生産可能な価格形成に取り組むとともに安定的な農業所得の確保対策、労働力確保・省力化技術、物流の対応などが重要であり、また、農業・農村の多面的機能発揮のため、日本型直接支払など地域政策の拡充が重要である。

④ また、「国民の選択が日本農業・農村のあり方を決める」との考えに立ち、その選択に資するべく、政府および食料・農業・農村の関係者は、国民・消費者に対して関連する情報提供の充実をはかる必要がある。

【食料安全保障の確立に関わる主な農業政策】 *農林水産省関係

- 農地・農業関連施設の維持・強化対策（災害対策・鳥獣被害対策含む）
- 日本型直接支払制度
- 農村振興対策
- 経営所得安定対策
- 新規就農・事業承継支援対策
- 技術革新対策（特に省力化技術が優先）
- 品種など知的財産保護対策
- 食の安全・安心および国産振興対策
- 食農教育対策 など

【その他関連政策】 *農林水産省以外の省庁関係

- 地域振興対策（移住・定住対策、農泊など観光支援含む）
- 教育対策（食料・農業・農村(地域)に関する教育）
- 労働力確保・物流対策
- 食品表示対策
- フードロス（食品ロス）対策
- 中小事業者対策
- 資源自給・循環対策 など

3. 食料自給率・自給力目標とその実現に向けた展開方向

(1) 食料自給率・自給力目標の実現に向けた枠組みの構築

- 食料自給率に加えて、「農地面積」「農業就業者数」「品目別生産量」等の食料自給力に関する目標を設定したうえで、「国民・消費者を含め関係者が共有・実践していく枠組み」が必要。
- また、農業の「技術革新」や食料・農業・農村の「持続性」について、食料自給力を高める重要な柱として位置づけ、政策を強化する必要。

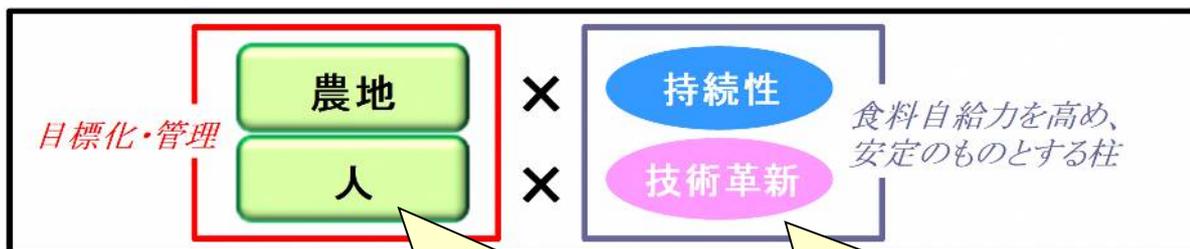
<背景>

- ① 基本法では、「食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして」基本計画を定めるとなっている。
- ② その基本計画では、食料自給率（カロリーベース、生産額ベース）の向上を旨として、10年後の自給率目標を掲げて施策を推進してきているが、この20年ほぼ横ばい傾向が続き、自給率は高まっていない。
- ③ 現行の基本計画では、初めて「食料自給力指標（＝国内農地等をフル活用した場合、国内生産のみでどれだけの食料を生産することが可能かを試算した指標）」が示された。
この食料自給力指標は、あくまで「農地面積をベース」に、「労働力および技術・生産資材は十分に調達される」との仮想の前提で算定されていることから、わが国の潜在的な農業生産能力は、同指標よりもさらに低い位置にあるといえる。
- ④ 近年、農地面積や農業就業人口の減少に歯止めがかからないなかで、わが国の食料自給力を高めるためには、省力化等での農業の技術革新をすすめることがますます重要となっている。
- ⑤ さらに、現在、世界的に気象変動・温暖化、資源枯渇等が生じ、国連でSDGs（持続可能な開発目標）が提唱されているが、食料・農業・農村分野においても、その持続性を重視した取り組みが求められている。

<対応方向>

- ① 食料自給力の向上をはかり、食料安全保障を確立していく観点から、総合自給率目標とあわせて、その達成に必要な自給力の構成要素である「農地（農地面積）」「人（農業就業者数）」「品目別生産数量」を、政府の目標として設定する必要がある。
かつ、その目標は、あらゆる関係者により議論し、「国民合意の水準」として設定するものとするのが重要である。
- ② そして、その到達状況等を毎年定期的に評価し、広く国民・消費者に伝えていくとともに、必要な政策との連動をはかり、適宜、それを拡充する仕組みを構築していく必要がある。
なお、食育基本法に基づく食育推進基本計画では、5つの重点課題と検証可能な21の具体的な数値目標が掲げられ、都道府県・市町村段階でも各々の目標・食育推進計画が策定・実践されており、こうした枠組みが重要である。
- ③ 農業の「技術革新」について、近年課題となっている省力化や収量向上、災害対応や物流改革など、官民をあげた具体的なテーマ設定をして、開発促進と普及体制を強化し、多様な農業経営の革新につなげていく必要がある。
- ④ 食においては、食品産業・消費者を巻き込んだフードロス（食品ロス）削減対策、農業・農村においては、中山間地対策や鳥獣被害対策の強化など、食料・農業・農村の「持続性」を確保する観点から、現場の取り組み促進につながる政策強化をすすめる必要がある。

【「食料自給力の向上」のための目標等の考え方】



これまで、「食料自給率」は国として目標とされてきたが、「農地（面積）」「人（農業就業者数）」は趨勢・見通し、「品目別生産数量」は努力目標とされてきた。
それらの目標化・管理を行い、到達状況等を定期的に評価し、必要な政策と連動を図る。

食料自給力の基盤たる「農地」「人」を支えるものとして、「持続性」「技術革新」を重要な柱と位置付け、政策を強化。
特に、「技術革新」は、近年課題となっている災害対応、省力化、物流等のテーマで、官民をあげた開発促進が急務。

(2) 目標実現に向けて地域で一体となった取り組み

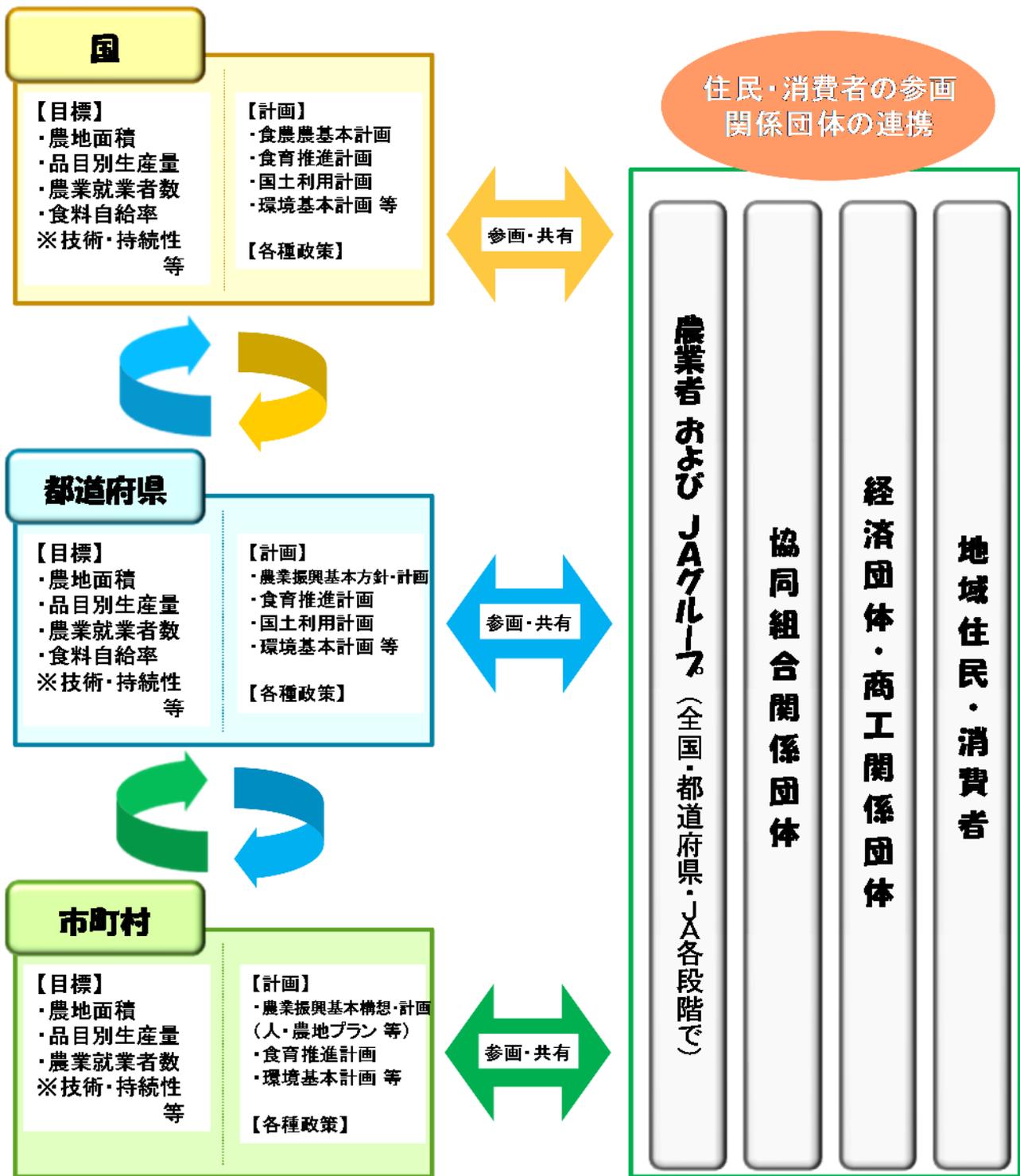
- 都道府県・市町村段階において、食料・農業・農村にかかる目標設定・計画策定を通じ、地域住民・消費者を含めた関係者による課題・目標の共有化をはかり、「地域で一体となった取り組み」をすすめる必要。

<背景>

- ① 現在の食料自給率は全国一律で示されており、都道府県など地域ごとの目標などは設定されていないが、一部の都道府県・市町村では、独自の取り組み目標・計画を策定し、住民・消費者・事業者・農業関係者で共有して一体的な取り組みをすすめている。
- ② 国土利用計画や環境基本計画など他分野の計画と連動をはかること、また農業分野内でも、農業経営基盤強化法に基づく都道府県基本方針や市町村基本構想、人・農地プラン、水田フル活用ビジョンなど、様々な目標・計画設定において、より国民・地域住民・消費者との共有を重視し、可能な限り「関係者のコンセンサスを得ていくこと」が重要である。

<対応方向>

- ① 食料自給力（農地・人・生産量等）にかかる国の目標設定をふまえ、都道府県など地域ごとでの目標設定、「住民・消費者の参画」を得た形で計画策定等を行うことで、目標達成に向けた役割分担を明確化・共有化する枠組みを構築していく必要がある。
- ② そして、食料・農業・農村にかかる具体的アクションプランなど工程表を、都道府県段階など地域で作成・公表し、消費者を巻き込みつつ、その進捗管理を行っていく取り組みを強化する必要がある。
- ③ 加えて、食料・農業・農村にかかる目標・取り組み状況等の発信・共有を、国からだけでなく都道府県など地域段階においても住民・消費者に行っていく必要がある。



**農業関係者だけでなく、地域住民・消費者と目標・現状を共有・発信
 食料・農業・地域の支え手、農業の担い手・支え手を一人でも多く増やす**

4. 持続可能な食と地域づくりに向けたＪＡグループの取り組み方向

(1) 各団体等と連携した情報発信・国民への働きかけ

ＪＡグループは、持続可能な食と地域づくりに向けて、以下の取り組みを中心に各団体等と連携した情報発信・国民への働きかけを展開する。

- ① 全国・都道府県段階を中心に、食料・農業・農村や SDGs 等をテーマとして様々な団体・企業、国民・消費者の参画を得て、「食料・農業・農村（SDGs）にかかるシンポジウム」等を開催、食料・農業・農村にかかる現状・認識の共有と発信を行う。
- ② 都道府県段階を中心に、食料・農業・農村振興にかかる条例の制定・改定や、住民・消費者、他の協同組合、経済団体・商工団体の参画を得た形での地域の目標・計画策定等をすすめ、各団体等と連携した持続可能な食と地域づくりに向けた運動につなげていく。
- ③ 全国・都道府県・ＪＡ段階において、一般国民・消費者も意識しつつ、持続可能な食と地域づくりに向けた運動を多方面に展開する。その際、ＪＡグループですでに取り組んでいる事例等の横展開をすすめる。

(2) ＪＡグループで横展開する取り組み方向

- ① ＪＡグループは、「持続可能な農業の実現」「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としての役割発揮をめざす姿として、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に、創造的自己改革に取り組んでいる。
- ② 今、食料・農業・農村の基盤全体が揺らいでいるなかで、自らの取り組みだけでは実現が困難な課題について、国民の理解・支持を得た政策展開を求めるとともに、「持続可能な食と地域づくり（食料安全保障の確立）」に向けて、各段階で組合員をはじめ国民・消費者と活発な議論を行い、現状と認識の共有化をはかりつつ、ＪＡグループ自己改革の一層の取り組みをすすめる。
- ③ その際、以下の取り組みについて、ＪＡグループの事例等を横展開し、国民・消費者の期待と信頼に応えつつ、食料・農業・地域の支え手、農業の担い手・支え手を一人でも多く増やしていく。

【取り組み方向の横展開その1】～「食」の切り口から～

- 食の安全確保対策を基本とした GAP の実践や食品加工施設における HACCP 認証の取得をすすめる。また、「食×コミュニティ」の取り組み等をより強化し、地域において「国産・地場産農産物が支持される環境づくり」を徹底する。
- ICT 等を活用した新たな表示・発信によって、生産現場の努力や地域の風土を地域内外に見せる取り組みをすすめる。

<背景>

- ① 農業・食料関連産業は、宅配・e コマースなど中食の拡大を中心として近年増大傾向が続いており、国内生産額は約 116 兆円（平成 28 年）、付加価値額は約 53 兆円に上っているが、それが国産消費や国内生産の拡大に結び付いていない。
- ② わが国において、現在の食生活・習慣をみると、EU 等諸外国に比べて食事時間が短く、また個食が多いなど、とりわけ食の簡素化・個食化がすすんでいる実態にある。
- ③ 直近の内閣府実施世論調査（平成 30 年）では、農業政策への期待の第 1 位は「農場から食卓まで生産や衛生面の管理の徹底、安全な農産物や食品の供給」であり、2 位以下は、「国産の農産物の安定供給」「耕作放棄地の発生防止・解消、農地の維持」、「和食文化の伝承」となっている。
- ④ 他方で、近年、国産農畜産物・食品の輸出拡大やインバウンドの増大等により、国産農畜産物の新たな需要の可能性は国内外に広がっている。

<取り組み方向>

- ① 食の安全性ニーズが高まるなかで、「JA グループの農畜産物＝安全」のブランドをより強固なものとするため、JA グループ各段階で食品安全部分を中心にした GAP を着実に実践。さらに、生産部会等による GAP 全般の実践を支援。
- ② 地域における料理教室や「食育おやこ食堂」（仮称、JA グループ版の子ども食堂）、農業まつり、買い物弱者対応の移動購買車など、「食×コミュニティ」の取り組みを他の協同組合や商工団体・行政と連携して展開。

- ③ 和食および日本型食生活の推奨による健康増進、地産地消による地域食材の利用促進をはかるために、教育機関・関係者と連携を密にして、食農教育を小・中・高校生に普及・拡大。
- ④ フードロス（食品ロス）削減に向けた取り組み指針等を策定、地域関係者との連携もはかりながら、食料・農業の価値や大切さの理解を醸成。
- ⑤ 農業現場・地域風土をさらに「見える化」するため、国民・消費者に分かりやすい新たな表示・発信（農産物パッケージに QR を付与するなどして、農業生産過程・農村景観を分かりやすく視覚化）。
- ⑥ 国産農畜産物の輸出促進とあわせて、新たな需要を獲得していくため、国産農畜産物の適応（グルテンフリーやハラールの対応、医療・健康・観光等との連携）を拡大。食品加工施設における HACCP 認証の取得や、ハラール対応施設との協力体制の強化等。

【取り組み方向の横展開その2】～「農」の切り口から～

- 若者の「田園回帰」の動きをとらえ、行政や他の農業関係団体と連携をはかり、新規就農者の受入れ体制整備や、円滑な事業承継支援の取り組み強化を行うとともに、様々な世代が農業を学べる・参画できる環境づくりをすすめる。
- また、企業・団体・行政との連携をはかり、農業技術のさらなる革新・普及と、近年増える大規模災害等への対応を強化する。

<背景>

- ① 若者を中心とした「田園回帰」など生き方・価値観の変化、農業・農村とのかかわりを深める「関係人口」の増加など、新たな動きが見られるなかで、農業・農村側でその志向を積極的に取り込む必要がある。
- ② わが国においては、近年、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）が措置されるなど、新規就農を促す政策は拡充されてきているが、学校教育や社会においては、農業を学ぶ・触れる場が極めて少ない状況にあり、教育面からの施策と取り組みが課題である。
- ③ 近年、AgTech・IoT 等により省力化等をすすめる新技術開発が活発化しており、それら技術によって農業生産基盤を強化していくことが必須となっている。

- ④ 農業自体が持つ福祉的役割に着目した「農福連携」などの取り組みは各地で拡大し、様々な方面から注目が集まっている。

<取り組み方向>

- ① 地域営農ビジョン、人・農地プラン、産地振興計画等をふまえ、行政等関係機関と連携した「新規就農者支援パッケージ」を確立。生産部会による受入の取り組みやJA出資型農業法人での農業研修等による新規就農者の拡大。主に親元就農者を対象とした円滑な事業承継の支援。
- ② 行政や他の農業団体と連携した「アグリスクール」、「夜間農業塾」の開講など、児童・学生・社会人の各世代に対する農業・地域体験の受け皿整備。SNS等を活用した手軽な農業体験機会の提供。
- ③ 地域実態に応じて社会福祉法人等と連携し、高齢者・障害者や生活困窮者等を生産現場に受入れる「農福連携」の拡大。
- ④ 民間企業や行政と連携し、収量向上・省力化など農業生産性の向上や、農業の防災・減災機能の強化につながる技術革新の促進。
- ⑤ 企業・団体と連携し、高齢者を含むすべての農業者が各種農業技術を利用することのできる簡易・簡便なICT・IoT機器の開発・普及。

【取り組み方向の横展開その3】～「農村・地域」の切り口から～

- 一次産業関係団体、協同組合、商工団体と連携し、地域における人材の確保・育成に取り組むとともに、地域外の国民・消費者に対しても、自らの地域の魅力を発信して、「関係人口」の増大をはかる。

<背景>

- ① 現在、一部の自治体等では移住人口増加がみられるものの、多くの自治体では過疎化・高齢化が深刻になっており、農業のみならず農村の存続が危ぶまれている。
- ② 諸外国では、韓国「一社一村運動（都市部の経済・富を地方・農村地域に還元する民間の取り組み）」や、欧州「LEADER事業（農村振興政策、地域人材の確保・育成政策）」などがある。わが国においても、ふるさと納税など新たな施策が講じられているが、都市住民の「田園回帰」志向を十分に生かせていない。

- ③ 全国各地で喫緊の課題となっているのは労働力不足である。特定分野における外国人実習生の活用や、新たな外国人材受け入れ制度が開始されたものの、全体として安定的な労働力が確保されている状況にはない。
- ④ こうしたなか、農村地域において農業をはじめとする地域の産業に従事し、その地域に定着する人材が求められている。

<取り組み方向>

- ① 農商工・地域関係団体および行政との連携による地域人材（企画者・コンサルタント）の確保、地域の核となる人材の育成。
- ② 地元農産物の販売を通じた農村地域のファンづくり、農泊や農業体験の受入れ、二地域居住・週末農村生活など新たな兼業農業（「半農半X」）の提案による「関係人口」の増大と、移住・定住支援の強化。
- ③ 農商工・地域関係団体および行政との連携による「ふるさと納税」の拡大。さらに、地域外の国民・消費者が地域の様々な取り組みに参画・出資等を行うような「国民のふるさとづくり」運動の実践。
- ④ 市町村や業界の垣根を超えた地域単位での人材・労働力の共有や斡旋。

【取り組み方向の横展開その4】～「国民合意形成」の切り口から～

- 食料・農業・農村にかかる国内外の現状や課題が、国民各世代に、身近に分かりやすく伝わる取り組みをすすめるとともに、住民・消費者の共通認識と参画を得つつ、持続可能な食と地域づくりをすすめる。

<背景>

- ① J Aグループでは、これまで「国民にとって農業とは」レポートや、有識者や消費者団体等とともに開催した「食料・農林漁業・環境フォーラム」、J Aグループ「みんなのよい食プロジェクト」など、世論喚起に向けた様々な取り組みを行ってきた。
- ② 「みんなのよい食プロジェクト」は、食の大切さ、国産・地元産の豊かさ、それを生み出す農業の価値を伝え、国産・地元産と日本の農業のファンづくりをすすめるプロジェクトであり、J Aグループ各段階で「食」と「農」の理解醸成に向けた取り組みを展開している。

- ③ 今後、農業の生産基盤がますます減退し、一方で TPP11・日 EU-EPA 等のグローバル化がますますすすむなかで、国民・消費者に食料・農業・農村現場の努力と実態をありのまま伝え、理解を深めることが重要となる。
- ④ しかし、これまでの取り組みがそうであるように、JAグループだけでその情報発信等を行ったとしても、様々な地域・年齢・性別の国民各層に認識を共有し、理解・行動まで得ていくことは難しい。

<取り組み方向>

- ① 農業・地域関係団体で連携して行政・教育委員会・教育機関等に働きかけ、食・農・地域に関する教育内容の追加・充実、初等教育だけでなく中学・高校世代、社会人世代まで対象を拡大。
- ② 都市部JAを拠点に、全国の農産品や産地情報、協同組合の地域貢献等の取り組みを、准組合員をはじめ広く国民・消費者に発信するネットワークを構築。
- ③ 上述の様々な取り組みをすすめるとともに、都道府県の単位において食料・農業・農村の理解・認識にかかる指標を設定し、まずは正・准の組合員から、そして一般消費者・国民の理解を得て、かつ、それを向上させる取り組みを展開。

(※全国段階での実践検討事項)

- ① わが国の食と農の現状や農業の多面的機能、地域の実態等が、国民に向け分かりやすく身近に発信・共有されるよう、農林水産省「フード・アクション・ニッポン」とJAグループ「みんなのよい食プロジェクト」の連携・協調を検討。
- ② 食料・農業・地域の関係者による広範な議論・提案・発信に向けて、欧州にみられる「ステークホルダー会合（国民会議）」のような仕組みを中長期的に構築。また、食農推進（あるいはSDGs）をテーマとして、ドイツ「緑の週間」・フランス「味覚週間」のような国をあげた継続的イベント・推進期間を開催・設定。

5. これまでの取り組みと今後のすすめ方

(1) これまでの取り組み経過

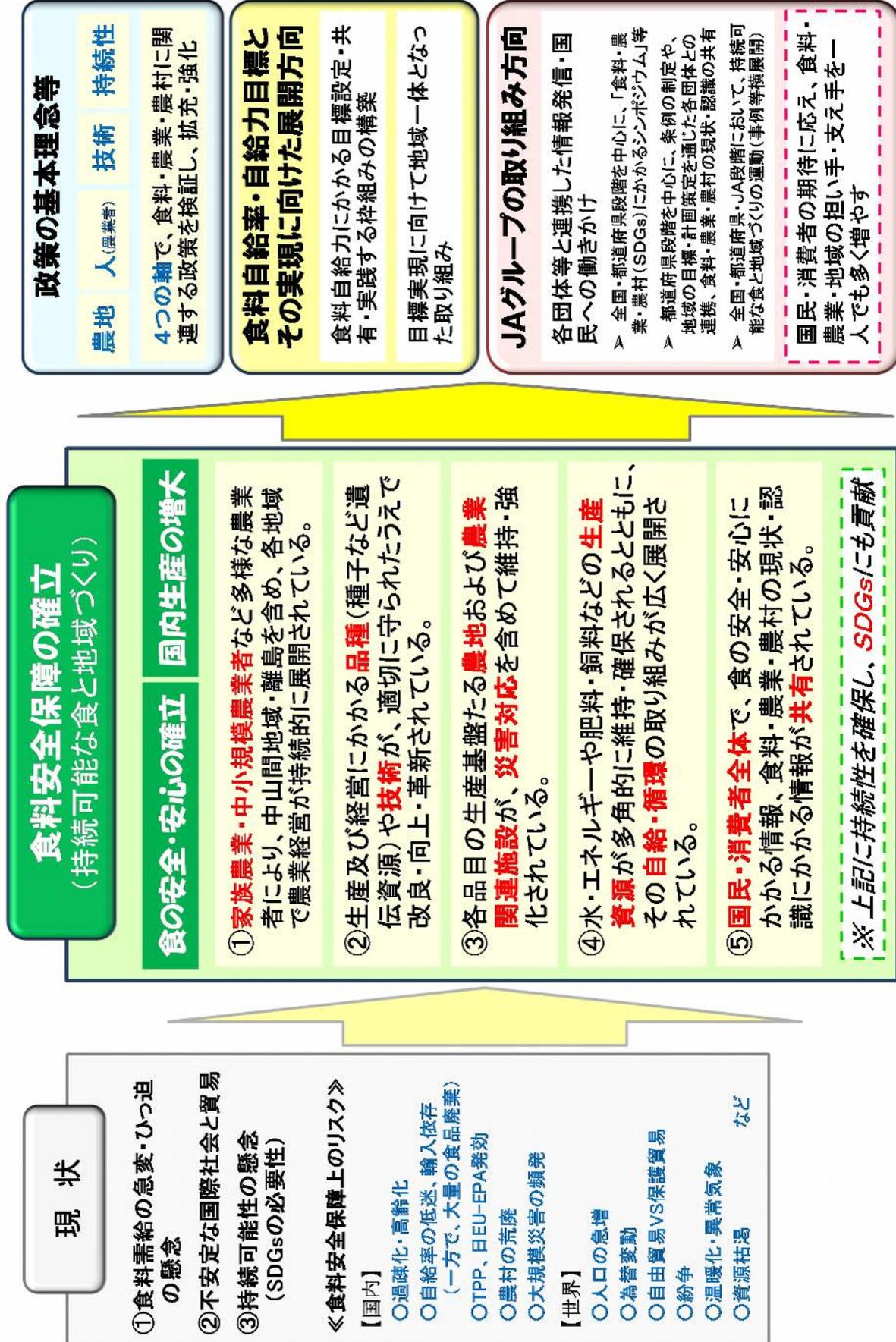
- ① 昨年6月の食料・農業・農村基本政策・国際対策委員会、全中理事会において、『食料安全保障に資する基本政策等の確立』に向けたJAグループの取り組みと今後のすすめ方について」を協議・決定の後、その検討方向について都道府県中央会・JAより意見の積み上げを行った。
- ② 並行して、研究機関・学識者、農水省はじめ総務省・国交省・環境省・文科省等へのヒアリングや、経団連・日生協・全国町村会の事務局等との意見交換を実施した。
- ③ 上記①の意見集約等をふまえ、昨年9月の食料・農業・農村基本政策・国際対策委員会において、『持続可能な食と地域づくり』に向けたJAグループの基本的考え方～「食料安全保障」に資する基本政策等の確立～」（以下、「基本的考え方」）を協議し、それを全中理事会に報告した。
- ④ さらに、「基本的考え方」に基づき、基本政策の内容や、JAグループ自らの取り組み方向について、JAおよび都道府県中央会より意見の積み上げを行った。また、関係する国内外の事例調査・研究等を行うとともに、JA・中央会・全青協・全女協代表からなる「取り組みと提案検討会」において検討を重ねた。
- ⑤ それら意見積み上げおよび検討を受けて、本年2月6日の食料・農業・農村基本政策・国際対策委員会、および8日の全中理事会において、『持続可能な食と地域づくり』に向けたJAグループの取り組みと提案～食料安全保障に資する基本政策と取り組みの展開方向～【組織協議資料】」を決定、以降3月1日までの間、JAグループ組織協議を実施した。

(2) 今後のすすめ方

- ① 同組織協議の結果をふまえ、3月5日の食料・農業・農村基本政策・国際対策委員会において協議を行い、3月6日の全中理事会において上記「取り組みと提案」を決定し、持続可能な食と地域づくりに向けた運動を展開していく。
- ② また、本年より国で検討がすすめられる次期食料・農業・農村基本計画に対しては、本「取り組みと提案」を基本として具体的な提案等を行っていくこととする。

「持続可能な食と地域づくり」に向けたJAグループの取り組みと提案【イメージ】

～「食料安全保障」に資する基本政策と取り組みの展開方向～



現 状

- ①食料需給の急変・ひっ迫の懸念
- ②不安定な国際社会と貿易
- ③持続可能性の懸念 (SDGsの必要性)

《食料安全保障上のリスク》

- 【国内】
- 過疎化・高齢化
 - 自給率の低迷、輸入依存 (一方で、大量の食品廃棄)
 - TPP、日EU-EPA発効
 - 農村の荒廃
 - 大規模災害の頻発
- 【世界】
- 人口の急増
 - 為替変動
 - 自由貿易VS保護貿易
 - 紛争
 - 温暖化・異常気象
 - 資源枯渇 など

食料安全保障の確立 (持続可能な食と地域づくり)

食の安全・安心の確立 国内生産の増大

- ①**家族農業・中小規模農業者**など多様な農業者により、中山間地域・離島を含め、各地域で農業経営が持続的に展開されている。
- ②生産及び経営にかかる**品種**(種子など遺伝資源)や**技術**が、適切に守られたうえで改良・向上・革新されている。
- ③各品目の生産基盤たる**農地**および**農業関連施設**が、**災害対応**を含めて維持・強化されている。
- ④水・エネルギーや肥料・飼料などの**生産資源**が多角的に維持・確保されるとともに、その**自給・循環**の取り組みが広く展開されている。
- ⑤**国民・消費者全体**で、食の安全・安心にかかる情報、食料・農業・農村の現状・認識にかかる情報が**共有**されている。

※上記に持続性を確保し、SDGsにも貢献

政策の基本理念等

農地 人(農業者) 技術 持続性

4つの軸で、食料・農業・農村に関連する政策を検証し、拡充・強化

食料自給率・自給力目標とその実現に向けた展開方向

食料自給力にかかる目標設定・共有・実践する枠組みの構築

目標実現に向けて地域一体となった取り組み

JAグループの取り組み方向

- 各団体等と連携した情報発信・国民への働きかけ
- 全国・都道府県段階を中心に、「食料・農業・農村(SDGs)にかかるシンポジウム」等
 - 都道府県段階を中心に、条例の制定や、地域の目標・計画策定を通じた各団体との連携、食料・農業・農村の現状・認識の共有
 - 全国・都道府県・JA段階において、持続可能な食と地域づくりの運動(事例等横展開)

国民・消費者の期待に応え、食料・農業・地域の担い手・支え手一人でも多く増やす